

群馬パース大学

平成 30 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

群馬パース大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神に基づく保健医療の専門職を育成し、地域医療の発展に寄与することであり、具体的かつ簡潔な表現で教育目的（教育目標）の個性・特色を明示し、学内外への周知に努めている。また、臨床の現場と大学教育とを連動させ、大学院や研究所活動を通じての医療人再教育の仕組みを確立している。

社会情勢や教育環境などの学内外の変化に対応しながら、大学教育の内容についての継続的な見直しに取り組んでおり、中長期計画に基づく学部再編など、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）への反映や教育研究組織との整合性を図っている。

○建学の精神である「Paz（平和）」の意味などについて学生が理解しやすいようにキャンパス内の各所に掲示・展示し、教職員や学生全体が日常的に共有できるように工夫していることは高く評価できる。

「基準 2. 学生」について

大学は、アドミッション・ポリシーに基づく各種入試によって多様な人材の確保に努めており、入学者選抜の妥当性については、IR(Institutional Research)推進室が入学者の追跡調査を行うなどチェック体制が機能している。

担任制度やチューター制度を導入し、学生の状況変化への早期対応を図っており、中途退学や休学の防止に努めている。学生のキャリア支援のための就職相談室とキャリアサポートセンターを設置し、日常の学生生活に関する相談は学生課を中心にカウンセリングなど専門的な適応支援を行っている。

学修環境については、入学時に全学生にモバイルパソコンを貸与し、全館無線 LAN による IT 環境を整えている。大学からの情報や履修登録、成績の閲覧が可能な「アクティブ・アカデミー」を導入して学生の主体的な学修活動をサポートしており、学生の意見・要望は適宜、施設・設備の改善に反映させている。

○傷病等発生時の対応や近隣病院・診療所のリスト、感染症発生時の対応、感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準などを明確に文書で示し、不測の事態にも対応できる体制が整備されていることは評価できる。

○周辺店舗の協力を受け「CAMPAZ（キャンパス）」という独自のクーポン付きフリーペー

パーを作成し全学生に配付することで学生の利益享受はもとより、周辺地域の活性化にも貢献していることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

大学は、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを学内外に周知しており、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を保っている。また、カリキュラムマップも分かりやすくまとめられている。進級及び卒業認定は、学科別の諸会議を経て学長が承認する形で厳正に行われている。

教養教育は、全学的視点をもって実施しており、将来臨床現場へ向かう学生の動機付けに有効性を持たせるように工夫している。教育方法の改善についてはSD(Staff Development)部会の中で検討し、相互授業見学、研修会、「学生による授業アンケート」等を実施している。

シラバスは、教務委員により点検・確認作業が行われ、適切に整備されている。また、学生の学修状況は修学ポートフォリオに掲載され、教員が随時閲覧し、学修成果の点検・評価及び学修支援に活用している。

○各授業科目の開講状況、授業方法、使用教材、成績分布、素点平均等の記録を大学年報に掲載して、担当教員が自己点検するとともに、教員間で共有することにより教授方法改善の資料としている点は、緊張感を持った教育成果の点検に役立っており評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

大学は、副学長職を新設し、企画室の設置や各委員会の責任者の明確化など、機動的な教学マネジメント体制の構築と学長のリーダーシップの強化を目指している。

教育目的及び教育課程に応じた教員の配置については、設置基準を上回る教員数を確保し、教育の質の担保に努めている。また、教員のFD(Faculty Development)活動や大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、評価委員会のもとに設置されているSD部会が組織的、計画的に実施しており、適宜研修内容の見直しを行っている。

研究支援については、学部・学科での研究に加え、「群馬パース大学附属研究所」を設置し、研究環境の充実に努めている。また、科学研究費助成事業の申請に応じた研究費の増額制度を定めるなど、外部資金獲得を促進する取組みも行っている。

○大学の目指す事務職員像を明確にした上で階層別・部門別の事務職員研修体系を構築し、研修を実施していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

大学は、経営の規律と誠実性を維持しながらその使命・目的の実現に取り組んでおり、環境保全、人権、安全に配慮したセミナーや講習会等を開催している。

理事会は、大学の使命・目的の達成に向けての意思決定機関として整備され、経営部門と教学部門の意思疎通や連携に努めており、管理運営体制としての機能が構築されている。また、理事長のリーダーシップが確立しており、法人及び大学の各管理運営機関の意

思決定には組織間の相互チェックが機能している。

中長期計画に基づく財務運営は、入学定員の継続的確保により安定した財務基盤を維持しており、科学研究費助成事業獲得や寄付金募集など、収入財源の多様化にも努めている。

○危機管理への対応として、各教室の入り口等の目につきやすい場所に、地震等の際の簡潔な緊急避難経路を示していることは、評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証のための全学的な組織と責任体制の確立を目指し、教職員の能力及び資質の向上や教育目的の改善・改革を促進している。自主的な自己点検・評価を恒常的に実施するため、日本高等教育評価機構の評価基準に準じた自己点検・評価を定期的に行っており、IR 推進室は、学内外から集積したデータについて分析し、学長はじめ大学の各部門にその結果を開示し、提供している。

また、日常の自己点検・評価の結果をより一層活用し、大学全体としての PDCA サイクルを確立することが望まれるが、中長期計画に基づく自己点検・評価に関する目標を教職員が全学的に共有することに努め、内部質保証のシステムの整備とその機能性の向上を図っている。

総じて、大学の教育は、その使命・目的に基づいた教育目的に向かって適切に運営されている。学生の学修に関しては、保健医療を通しての地域貢献を目指す大学としての教育課程を定め、その個性を発揮すべく独自の教育実践を行っている。経営・管理と財務については、法令遵守に努め、定員充足による経営の安定を図っている。また、内部質保証のための自己点検・評価システムを整備し、教育の質の担保に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域への貢献」「基準 B.国際交流の推進」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 博士後期課程設置による大学院教育の発展
2. 医療職養成の拡充
3. 将来の保障が十分に見込める業種で生きていくことができる

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、大学名でもある「Paz（平和）」を希求する力を持つ専門職を育成し、社会に送出すことであり、臨床の現場と教育を連動・循環させ、更に大学院や研究所活動を通じての再教育の仕組みを確立することを教育目的としている。大学の使命・目的及び教育目的等については簡潔に文章化しており、その個性・特色について学生が理解できるよう学内各所での掲示や展示施設コーナーを設けるなど工夫して明示している。

また、社会情勢や時代に合った教育内容など学内外の変化に対応しながら、大学の使命・目的及び学部・学科、研究科の教育目的、教育研究組織などについての改編や見直しを目指している。

〈優れた点〉

○建学の精神である「Paz（平和）」の意味などについて学生が理解しやすいようにキャンパス内の各所に掲示・展示し、教職員や学生全体が日常的に共有できるように工夫していることは高く評価できる。

〈参考意見〉

○人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的は学部のみならず、分野の異なる学科ごとにも学則に定められることが望まれる。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、理事会、「学園運営会議」「大学協議会」、教授会、研究科委員会等において検討・承認され、学科会議、事務局会議など各種会議を通して役員及び教職員に周知されており理解と支持を得ている。また、建学の精神や教育目的は、三

つのポリシーに反映され、ホームページ、大学案内、シラバス、履修ガイドなどの各種印刷物やその他掲示物によって学内外への周知に努めている。

教育研究組織の構成は、自己点検・評価を行いながら、中長期計画に基づく学部再編や入試改革に合わせた再確認が予定されており、法改正や社会情勢の変化、定員充足状況などに対応しつつ、整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項及びホームページで周知するとともに、大学案内にも簡潔明瞭に示している。学部入学試験は、「群馬パース大学入学者選考規程」等の入試関係規則にのっとり適切に運用され、各種試験にて多様な人材の確保に努めている。研究科においても、アドミッション・ポリシーを踏まえて適切に入学試験を実施し、研究科委員会において選考、学長が決定している。

入学者選抜方法や運用の妥当性については、入学者の追跡調査を IR 推進室がデータ解析し、入試広報委員会入試部会において検証している。また、入試問題の作成は大学が自ら行っており、学内外で確認するなど、チェック体制も機能している。

学年進行中の学科においては入学定員超過の傾向があるが、全学的には適切に定員管理されている。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修及び授業支援の方針並びに計画は、学部では教務委員会が、研究科では博士前期課

程運営委員会、博士後期課程運営委員会が検討し、教授会に報告して、学長の承認を経て全学に周知している。

また、担任制度やチューター制度を導入し随時面談を実施、「アクティブ・アカデミー」等で出欠・成績状況等を確認し、学生の状況変化に早期に対応できるようにしている。オフィスアワーは全科目の全教員で実施しており、シラバスを通じて周知している。中途退学、休学を希望する学生には、担任やチューター等が学生本人や保護者と面談を実施し、学生相談室とも連携をとりながら対応している。障がいをもつ学生への配慮は、現有のバリアフリー環境に加え、更なる物理的・人的支援を行うべく教務委員会が検討し、学生相談室と連携して対応することとしている。TA 制度は「群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント(TA)に関する規程」に定められ、大学院生の指導者としてのトレーニングの機会を提供している。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職支援室運営委員会のもとに運営されている就職支援室が就職説明会や就職対策講座などを実施し、就職希望者の支援を行うとともに、就職相談室とキャリアサポートセンターを設置して学生のキャリア支援を行っている。就職相談室では、産業カウンセラーの資格を有するキャリア相談員を配置し、必要に応じて就職支援室運営委員の教員がキャリア教育を行える体制を整えている。キャリアサポートセンターでは、グループ会社の職業紹介部門のスタッフに委託しキャリア支援を行っている。各学科は病院施設等での現場実習が課せられることもあり、インターンシップについては学生課を窓口として情報提供等が行われている。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導は学生部が行い、小委員会として学生相談室運営委員会、保健室運営委員会を置いている。日常の学生相談窓口は学生課が担い、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援は学生相談室専任の臨床心理士が担当している。保健室は、養護教諭や看護師の資格を有する職員を配置し、学生の健康管理、健康相談を担当している。

学生に対する経済的支援は、大学独自の奨学金を整備するとともに、日本学生支援機構奨学金についても手続き方法から返還までの説明会を開催している。

学生の課外活動の基幹的役割は学友会が担い、学生自治を尊重することを念頭に置きながら、学生部が助言及び支援を行うとともに、公認部活動においては活動資金の支援を行っている。

〈優れた点〉

- 傷病等発生時の対応や近隣病院・診療所のリスト、感染症発生時の対応、感染症の種類等に応じた出席停止の期間の基準などを明確に文書で示し、不測の事態にも対応できる体制が整備されていることは評価できる。
- 周辺店舗の協力を受け「CAMPAZ（キャンパス）」という独自のクーポン付きフリーペーパーを作成し全学生に配付することで学生の利益享受はもとより、周辺地域の活性化にも貢献していることは評価できる。

2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各学科に対応した十分な校地、校舎を有し、各養成施設指定規則等に基づいた必置の演習・実習室を完備している。各校舎は耐震基準を満たしており、十分な構造安定性を備えている。また、適切な規模の図書館を有し、十分な蔵書数を確保している。

IT 環境については、入学時に全学生にモバイルパソコンを貸与するとともに、全館無線 LAN 環境を整備し、大学からの情報や履修登録、成績表の閲覧が可能な「アクティブ・アカデミー」を導入して、学生が主体的に学修活動に取り組めるようサポートしている。

施設・設備は、障がい者を有する学生や高齢者等の来校を想定し、各校舎に段差のない構造、手すりの設置、車椅子用のエレベーターやトイレ、駐車場を整備している。また、適切な広さの教室を確保するとともに、適切なクラスサイズを確保した上で講義が実施されている。

2-6 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学修環境に関する学生の意見・要望及び学生生活に関する学生の意見・要望は、学生部が実施している「学生生活実態・満足度調査」で把握・分析し、収集した意見・要望は学生部で協議した上で、回答を学生にフィードバックしている。また、これをもとに、教室の時間外開放や図書館の開館時間延長のほか、学生ホールの椅子増設、駐輪場の新設など、学生生活や施設・設備の改善に反映させている。

学生生活に関する学生の意見・要望は、「学生生活実態・満足度調査」に加え、各学科の担任やチューター、事務室で把握し、その内容に応じて、就職支援室運営委員会、保健室運営委員会、学生相談室運営委員会を経て就職相談室、保健室、学生相談室などの機関で適切に対応できる仕組みを構築している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、博士前期・後期課程で、大学及び大学院の目的とそれを具現化する目標（教育目的）を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧で周知している。

学部の単位認定は、「群馬パース大学履修規程」、大学院の単位認定は、「群馬パース大学大学院履修規程」に基づいて行われ、他大学における既修得単位の認定単位数の上限は 60 単位と定めている。成績評価は、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて行われている。

学部の進級及び卒業認定は、学科別の進級判定会議、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に適用されている。大学院の修了認定は、修了判定会議、研究科委員会の議を経て学長が承認する手続きにより、厳正に適用されている。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが各学科で制定されており、学位名称も異なることから、各学科の教育内容が異なることは明らかであり、ディプロマ・ポリシーも各学科単位で制定することが望まれる。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、博士前期・後期課程でカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧で周知している。また、学科ごとのカリキュラム・ポリシーと学部のディプロマ・ポリシーの一貫性は確保され、カリキュラムマップにディプロマ・ポリシーを達成するための科目を分かりやすくまとめている。シラバスは教務委員により点検・確認作業が行われ、適切に整備されている。また、キャップ制を導入し、半期で履修登録可能な単位数の総数を24単位と定め、学生便覧に明記している。

教養教育は、教養共通教育部を設け、全学的視点に立って円滑かつ有効に実施している。また、現職者や保健医療介護サービスの対象者を招へいしての講義や演習等を実践することで、将来臨床へ向かう学生の動機や意識付けを工夫しながら行っている。教育方法の改善は、SD 部会内で検討し、相互授業見学、研修会、「学生による授業アンケート」等を実施している。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修状況は「アクティブ・アカデミー」上の学修ポートフォリオに掲載され、学生指導を行う教員が随時閲覧し、個々の学生の学修成果の点検・評価及び学修支援に活用している。また、学生の資格取得状況は国家試験対策委員会、就職状況は学生部就職支援

室運営委員会が各学科と協力して集約・分析し、教授会、学科会議を通して全教員にフィードバックしている。就職先機関のアンケートは、ディプロマ・ポリシーに沿って評価を受ける内容となっており、大学主催の就職説明会の機会を利用して実施している。

教育内容・方法及び学修指導方法改善へ向けてのフィードバックは「学生による授業アンケート集計・分析結果シート」を用いて行われ、前年度のアンケート結果を受けて行った工夫・留意点の振り返り、当該年度のアンケート結果に対する今後の改善計画を教員自身が記載し、SD 部会への提出を義務付けている。

〈優れた点〉

○各授業科目の開講状況、授業方法、使用教材、成績分布、素点平均等の記録を大学年報に掲載して、担当教員が自己点検するとともに、教員間で共有することにより教授方法改善の資料としている点は、緊張感を持った教育成果の点検に役立っており評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを適切に発揮するため、平成 26(2014)年度に「群馬パース大学・群馬パース大学大学院大学協議会規程」を整備し、学長を議長とする大学協議会が学長のもとに置かれ、毎月 1 回開催されている。学長権限の明確化に関しては、学長が定める教育研究に関する重要事項及び学生の懲戒に関する手続きを明文化することが求められるものの、平成 30(2018)年度初頭から副学長を設置していることから、学長の一層のリーダーシップの発揮が期待される。また、各会議・委員会における事務責任者を明確化するとともに、企画室を設置し、機動的な教学マネジメント体制を構築している。

〈改善を要する点〉

- 学則及び教授会規程における「教育研究に関する重要事項で学長が定める事項」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。
- 学生の懲戒（退学、停学及び訓告）に関する手続きについては、学校教育法施行規則第

26 条第 5 項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準上の教員数や各指定規則に定められた教員数を上回るよう確認しながら、独自に「学科別・職位別教員定数」を大学協議会において定め、教育の質が担保されるよう努めている。教員の昇任に関しては、特に優れた活動を行った教員については人事委員会に推薦できる仕組みを整備している。全学教員を対象とする FD 活動は、SD 部会が年間活動計画に基づいて、「学生による授業アンケート」の実施や教員相互授業参観等を、組織的、計画的に行っている。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等は、評価委員会の下部組織である SD 部会が企画・立案し、実施している。研修後にはアンケートによる満足度とニーズの把握を行い、今後の見直しに役立てている。

平成 30(2018)年度は、これまでの事務職員研修の内容を見直した結果、階層別研修、基盤研修、部門別研修などを含む新たな「群馬パース大学事務職員研修体系」を構築し運用を始めており、職員の資質・能力向上への取り組みは積極的に行われている。

〈優れた点〉

○大学の目指す事務職員像を明確にした上で階層別・部門別の事務職員研修体系を構築し、研修を実施していることは評価できる。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究に必要な設備は各学科の実験室や実習室のほか、群馬パース大学附属研究所にも整備して研究環境を整備している。

群馬パース大学附属研究所を運営する附属研究所運営委員会は、「群馬パース大学附属研究所規程」に基づいて個人研究費や研究費予算等を審議するなど、研究者への支援も行っている。今年度は新たな研究設備の導入を計画しており、研究活動に対する資源配分も適宜行われている。

また、今年度からは科学研究費助成事業の申請に応じて研究費を増額する制度を定めるなど、研究のための外部資金獲得を促進する取組みも行っている。

研究倫理については、「群馬パース大学研究倫理審査委員会規程」や「群馬パース大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」等を定め、適正に運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「学校法人群馬パース学園寄附行為」及び「群馬パース大学学則」において教育基本法及び学校教育法の趣旨を明確に定め、各種会議を定期的で開催し、使命・目的の実現に取り組んでいる。環境への配慮としてオール電化や敷地内全面禁煙を、人権や安全への配慮として個人情報保護、ハラスメント防止、危機管理マニュアルなどを整備している。加えて、学生部が中心となり、防犯や薬物乱用等に関するセミナーや講習会等が開催されている。

〈優れた点〉

○危機管理への対応として、各教室の入り口等の目につきやすい場所に、地震等の際の簡

潔な緊急避難経路を示していることは、評価できる。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に基づいて定期的に、必要に応じて臨時理事会が開催され、理事の出席状況は良好である。理事の職務分担については、文書で明確化し、適宜見直しが行われる仕組みとなっている。また、「学園運営会議」を設置し、法人（理事会・評議員会など）と大学（大学協議会・教授会・研究科委員会など）との意思疎通や連携の円滑化、機動的な意思決定に努め、目的達成に向けての管理運営体制が構築されている。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会やその諮問機関である評議員会を通じて法人の業務を決定し、執行に当たっている。理事会及び評議員会における審議事項の取扱いについては一部改善が求められるが、「学園運営会議」を設置し、学長や教学及び事務部門の責任者と意思疎通を図っており、理事長のリーダーシップを反映する体制が整備されている。評議員会は寄附行為に基づいて定期的に開催され、評議員の出席状況は良好である。

監事は、法人業務の適正かつ効率的な運営に資するため、監査計画を作成し、教学・学生支援を含む業務監査、会計監査を実施し、監査結果については「学園運営会議」にも報告し、法人及び教学組織の相互チェック体制が整えられている。また、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好である。

〈改善を要する点〉

○寄附行為等の改正に係る議案について、5月開催の理事会では、理事会の前にあらかじめ評議員会で意見を聴いていないため、改善を要する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、10 か年計画として策定された「中長期目標・中長期計画」と年度ごとに編成される予算に基づき行われている。

定員確保を継続する中、経常的な収支バランスを表す経常収支差額比率や教育活動の収支バランスを表す教育活動収支差額比率はともに高い水準を維持しており、安定した財務基盤が構築されつつある。

科学研究費助成事業獲得に向けて応募に関する学内説明会を全教員対象に実施するほか、大学が発行する学外向けの新聞で寄付金募集の告知をするなど、収入財源の多様化にも努めている。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人群馬パース学園経理規程」及び「学校法人群馬パース学園経理規程施行細則」に基づいて行われている。予算管理は法人事務局の会計課と各学科の予算管理担当が連携して行っており、会計処理における金額や費目、予算外支出のチェック等は会計課内で二重にチェックした上で事務部長、事務局長が更に確認する体制をとっている。また、毎年、当初予算とのかい離を補正するため、半期を経過した時点で補正予算を編成している。

監事及び公認会計士による会計監査は、監査計画に基づき適正に実施されている。監事は、より具体的かつ円滑な監査ができるように毎月 1 回開催される「学園運営会議」に出席し、業務全般の把握にも努めている。また、公認会計士と監査のポイントや監査スケジュールなどについて意見交換するなど、公認会計士とのコミュニケーションも図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、教授会のもとに評価委員会を置き、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の能力及び資質の向上を図るSD 部会や教育目的の実現と恒常的な改善・改革を促進するための「自己評価・認証評価部会」を設置している。また、重点的な課題については学長が議長を務める「大学協議会」及び理事長が招集する「学園運営会議」で議論・承認がなされており、内部質保証のための全学的な組織と責任体制の確立を目指している。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、自主的・自律的な自己点検・評価を恒常的に実施するため、評価委員会の教員、事務部長、企画室長、事務職員で構成する「自己評価・認証評価部会」を設置し、日本高等教育評価機構の評価基準に準じた自己点検・評価を行っている。その結果を大学全体で共有し、自己点検評価書として作成し公表している。また、IR 推進室は、集積したデータについて分析し、学長に限らず学科や各種委員会からの要請に応じてその結果を随時開示している。

6-3 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証は三つのポリシーを土台としており、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を大学運営の改善・向上に活用するよう図っている。自己点検評価書の内容は学内グループウェア・システムに登録し、改善策などの各種委員会の活動計画への反映に努めている。また、中長期計画に基づく自己点検・評価に関する目標を全学的に共有し、今後の学部再編などによる新たな組織体制が、大学運営全体にお

ける内部質保証のために適正に機能するよう、個人及び組織レベルでの PDCA サイクルのより効果的な連動を模索し、その継続的な展開を目指している。

〈参考意見〉

○大学全体の継続的な PDCA サイクルの仕組みを確立するため、定期的かつ日常的な自己点検・評価の結果をより一層活用し、その機能性を更に高めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域への貢献

A-1 地域への貢献

A-1-① 高崎市への地域貢献にむけた取り組み

A-1-② 渋川市への地域貢献にむけた取り組み

【概評】

大学の目的の一つである「地域に貢献する」ことを達成するため、「群馬パース大学地域連携センター規程」に基づき、地域連携センターを設置し、大学の所在地である高崎市と群馬パース大学福祉専門学校が所在する渋川市への地域連携活動を行っている。

高崎卸商社街協同組合の組織である「まちづくり委員会」の活動の具体化案として、大学の現場実習と組合員の健康診断が同時に実現できる「無料健康診断・献血応援プロジェクト」、大学の課外活動と組合の活動が同時に実現できる「課外活動支援プロジェクト」が挙げられている。また、高崎市と防災協定を締結し、地域住民及び労働者の一次避難の区域・施設となっているとともに、緊急時には備蓄してある食糧も地域住民・労働者に提供する。高崎市介護予防事業として「高齢者あんしんセンター希望館」で開催される「希望館運動教室」や高崎市が支援する高齢者の自主グループである「高崎市いきいきサロン」へ教員を派遣し、運動や体操等の指導を行っている。

また、地域活性化のために法人の人材・情報・資源を活用し、市民や地域との連携や協働により実効性の高い地域貢献・地域連携方策を講ずることが明示されている「渋川市渋川総合病院跡地利用事業協定書」を締結し、「宮田地区いきいきサロン」や「勝保沢地区いきいきサロン」に教員を派遣し、健康、心理、食、介護予防等の講話、講演を行っている。

基準 B. 国際交流の推進

B-1 国際交流の推進

B-1-① 国際交流にむけた取り組み

【概評】

海外の高等教育機関、医療機関等との学術・文化の交流及び国内での国際交流を通じて教育研究の充実・発展を図り、国際的視野を持ったリーダーシップのとれる保健医療専門

群馬パース大学

職の育成を目的として「群馬パース大学国際交流センター規程」に基づき、国際交流センターを置いている。

また、ハワイ大学との連携により、ハワイ大学副学長やハワイ在住の日本人医師・看護師を招へい、講義を実施するなど、学生に直接海外で働く医療職の声を届けている。その他、マレーシアのリンカーン大学との協定に基づく研修を行うなどの成果とともに、大学が許可した協定関係にない大学や施設への海外研修も実施、国際交流センター主催の講演会も実施して、海外の知見を広める機会になっている。

これらの海外研修への学生の積極的な参加を促すために海外研修費用の一部を補助するなど、経済的支援も行っており、国際社会に貢献するという大学の目的を踏まえた学生の海外研修プログラム等への積極的参加を推進している点は評価できる。

大学の挙げた特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 博士後期課程設置による大学院教育の発展

社会や保健医療を取り巻く環境の変化に伴って、現代医療は高度化、複雑化、多様化しており、そのような中で幅広く対応できる質の高い医療専門職の必要性はますます高まっている。これに対しては、臨床現場を中心とした実践者としての人材供給だけにとどまらず、未来の医療を拓く、ライフイノベーションを生み出す科学技術の振興に寄与できる、国際水準で活躍できる研究者、教育者、指導者となる高度な専門人材の育成が大学院博士課程教育の担う役割として期待されている。

そこで本学は、保健科学の学術的基盤の上に立ち、より高度な科学的知識と技術を身に付け独創的な研究能力と高い倫理観を有した研究者、教育者、指導者の養成を目的とし、それまでの修士課程 5 領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）の中で技術力・解析力の高い病因・病態検査学領域を中心とする専門分野を「医療科学」領域として構成し、平成 30 年（2018）4 月に保健科学研究科博士後期課程を設置した。「医療科学」の領域で開設されている大学院は群馬県内外でも見当たらず、「病因・病態検査学」は極めて少ない。医療系大学院は病院等に從事しながら学ぶ社会人学生の割合が高く、仕事を続けながらの就学を考えたときに他県を選択できるケースは少ない。特に、群馬県を含む北関東圏において博士後期課程への進学を希望する「病因・病態検査学」領域の修士課程修了者の進学先は、限られているのが現状であり、本学が大学院博士後期課程を設置した意義はあるものと考えられる。

2. 医療職養成の拡充

本学は「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成」という大学の目的のもと、1 学部（保健科学部）5 学科（看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科）により 7 職種（看護師、保健師、助産師、理学療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士）の養成を行っている。養成職種数と養成人数（320 名）の多さは群馬県内でトップクラスであり、群馬県及び近隣地域の医療の発展に貢献し得るものであるし、多くの医療・保健系学部進学希望者の期待にも応え得る大学である。そして、単なる大学生の基礎固めではない本学独自の共通基盤科目を基礎として学ぶことにより、各学科が良好に関係しながら、多職種連携・チーム医療を実践できる専門職の育成を可能としている。

3. 将来の保障が十分に見込める業種で生きていくことができる

本学が養成し社会に輩出する人材は、医療専門職の国家資格を取得し得る特別な知識や技能を有する人材である。20 年後には現存する職業（仕事）の半分近くが AI やロボットなどにより人間の仕事に取って代わるだろうという研究結果が将来の不安としてメディアを賑わせているが、本学が養成する人材は、国家資格の取得によりそのネガティブな将来予測から回避でき得るものであろう。科学技術の進歩により職務内容には変化があったとしても、人間社会から必要とされる『人材』であることは間違いなく、そのような人材を「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成」という大学の目的の

もとに輩出していくことは、本学の社会的な価値であり、若者の将来にも希望として示されるものである。